

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、会社が運営するレストラン「C」においてホールスタッフとして就労していた。

請求人によれば、連日、朝から深夜にわたる過酷な労働環境の中で、過労と睡眠不足のために頭痛に悩まされ、また、キッチン業務においては、重いバケツを一日何十回も上げ下げする必要があり、右手を酷使したために右手、右肩及び頸部等が痛くなったという。

請求人は、同月○日、Dクリニックに受診し「筋緊張性頭痛、右肩甲上神経痛」と診断されたところ、その後、同年○月○日、E病院にも受診し「頸椎症」と診断された。

請求人は、上記の傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の理由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、上肢等に負荷のかかる作業に従事したことにより本件疾病を発症したと主張するが、上肢等に負荷のかかる作業に伴う筋肉疲労については、当該作業への就労当初は肩、腕の痛みを自覚することが一般的であり、これら筋肉疲労は生理的範囲内のものとして評価し得るものであって、医学上療養が必要なものとは言えない。

また、上肢等に負荷のかかる作業に伴う運動機器の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、その発症には、業務以外の個体側要因や日常生活要因が関与しており、上肢等に負荷のかかる作業と同様な動作は、日常生活の中にも多数存在しているものである。

ところで、労災保険法による保険給付の対象となる疾病は、その発症が業務との間に相当因果関係が認められることが必要であって、この場合の因果関係は、業務に就労中に発症した等の単なる因果関係を意味するものではなく、業務がその発症に対して相対的に有力な原因であったとする相当因果関係が認められることが必要である。

上記の事柄に鑑み、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」（平成9年2月3日付け基発第65号。以

下「認定基準」という。その要旨は、「判断の要件」に記載。）を策定しており、当審査会としても認定基準策定の経緯から、これを妥当なものと評価する。

(2) 認定基準に基づき、本件について検討すると、請求人が上肢に負担のかかる作業に従事した期間は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの9日間（この間の実労働日数は6日間）と短期間であって、認定基準に定める判断の要件に該当しないことは明らかであり、そのほか関係する医学的所見や資料を精査するも、決定書理由に説示するとおりであり、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。